

保護者様

龍ヶ崎市立八原小学校長 四位 悟

家庭での学習が困難なため学校での学習を希望する際の申し込みについて

初秋の候、保護者の皆様におかれましては、ご清祥のことと存じます。また、この度の新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業にあたりましては、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、9月8日に、龍ヶ崎市教育委員会からお知らせがありましたとおり、お子様の家庭での学習が困難な場合の対応を、下記の通り計画いたしました。家庭での学習が困難であるという理由により学校での学習を希望される場合は、留意事項等をご確認の上、学校までご連絡ください。なお学校での学習につきましては、感染予防という臨時休業の目的から、下記の「対象となる事由」の①～④のいずれかに該当するやむを得ない場合に限りさせていただきますことをご了承ください。

記

- 期 間 令和3年9月13日(月)～24日(金)の授業日
- 時 間 午前8時10分～午後14時00分
- 対象となる事由
 - ※「対象となる事由」の①については、午前8時10分～11時55分
 - ※分散登校日に登校する場合は、午前10時30分(完全下校)～14時00分
 - 家庭での学習が困難な場合(次の①～④のいずれかに該当する場合)
 - ①家庭において通信環境(インターネット接続環境)が確保できない場合
 - ②9月2日(木)～10日(金)まで保育ルームを利用していた場合(1年生から3年生の児童)
 - ③保護者が医療従事者であるなど特別な事情がある場合
 - ④保護者の仕事等の都合により、家庭での学習が著しく困難な場合
- 申し込み方法
 - 学校に連絡(八原小学校 62-0533 担当:教頭)の上、本文書をホームページよりダウンロードし、所定の事項をご記入の上、登校初日にお子様を通じて学年の担当職員にご提出ください。
 - ※ダウンロードができない場合は、お手数でも登校初日に保護者の方に学校でのご記入をお願いします。
 - ※「対象となる事由」の①と②について、すでに学校及び保育ルームに申請を済ませている児童については、電話での連絡は必要ありませんので、申込書のみの提出をお願いします。
- 持 ち 物
 - ・コンピューター端末(学校から貸し出された端末)
 - ※家庭用の端末では学校内のネットワークを使用することができません。現在ご家庭の端末を使用している児童が学校での学習を希望する場合は、学校までお問い合わせください。
- 留意事項
 - ・筆記用具 ・うわばき ・水筒 ・配付された学習プリント、
 - ・読書用の本 ・連絡帳 ・イヤホン
 - ・弁当(※「対象となる事由」の①に該当する児童を除く)
 - ・登下校は、原則保護者の方の送迎をお願いいたします。
 - ・本人やご家族に発熱や風邪症状などの体調不良が見られる場合は登校を控えてください。
 - ・連絡帳にお子様の当日の体温を記入し、ご提出ください。
 - ・監督の職員のもと、各学年の時間割りに従って各自で学習を進める形とさせていただきます。
 - ・申し込みをした日に欠席される場合は、学校までご連絡ください。

----- きりとり -----

申 込 書

家庭での学習が困難なため学校の学習を申し込みます。

・登校する日に○を付けてください

13日(月)	14日(火)	15日(水)	16日(木)	17日(金)	21日(火)	22日(水)	24日(金)

令和3年 ____ 月 ____ 日 ____ 年 ____ 組 児童氏名 _____

保護者氏名 _____